

平成27年1月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成27年1月13日(火)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員24名 (欠席者)有木委員
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午後2時00分 これより平成26年度第11回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様あけましておめでとうございます。新しい年を元気に迎えられたことに喜ばしく思います。 昨年は米価の下落に伴い大変な都市でありました。今年の米の作付け面積は昨年より1.7倍くらいの面積を減反しなくてはならなくなっています。なかなか主食用米の価格も上がらないだろうと予想されています。主食用米よりも飼料米に転換し面的集約を行い収益を上げるように調整していかなければならないと思います。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、11番 勝部委員・12番 仲田委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	①から③事務局より説明をお願いします。
事務局	①から③届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について】
車議長	①から③事務局より説明をお願いします。
事務局	①から③届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第23号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 国交省発注の砂防堰堤工事に係る土砂の一時仮置きの一時的転用の報告です。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第24号 農地転換届について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の岡委員に説明をお願いします。
岡委員	1月7日に光木委員と現地を確認してきました。10年以上前から田として耕作しておらず、畑として利用していた農地であり、今後も畑として利用していくということで届を出されました。
車議長	光木委員、補足説明をお願いします。
光木委員	先ほど岡委員から説明があったとおり、すでに畑として利用されており何の問題もないと思われます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の影山委員に説明をお願いします。

影山哲委員	1月11日に池口委員と現地を確認しました。 今は集落の山の上に墓地があるが、斜面がきつ年を取ってきて管理が難しくなってきたため、集落の側の平地に移設したいとのことでした。すでに周囲の民家の同意ももらっており、申請地の周りにも墓地があるため問題ないと思いますので承認をお願いします。
車議長	池口委員、補足説明をお願いします。
池口委員	先ほど影山委員から説明があったとおり、何も問題ないと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の影山委員に説明をお願いします。
影山忠委員	妹尾委員と現地の確認を行いました。申請地は以前に違う建物が建つ予定だったが話がまとまらず、今回申請地の近くの医院の従業員の駐車場として利用したいということで申請されました。周囲に農地はなく何の問題もないと思いますので承認をお願いします。
車議長	妹尾委員、補足説明をお願いします。
妹尾委員	先ほど影山委員から説明があったとおり、何も問題ないと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第41号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全18件の計画であり、田は3年以上6年未満が35,626㎡でございます。畑は3年以上6年未満が26,198㎡でございます。合計61,824㎡です。 新規契約8件で、再設定が10件、賃借権は11件、使用賃借権は7件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
車議長	何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、2月10日(火)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午後3時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

11番 藤部晴之

12番 仲田健一